

# 教育基本法

平成十八年十二月二十二日法律第百二十号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 教育の目的及び理念

### (教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

### (教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### (生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

### (教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第二章 教育の実施に関する基本

### (義務教育)

- 第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
  - 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
  - 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

### (学校教育)

- 第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

### (大学)

- 第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

### (私立学校)

- 第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十二条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十三条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十四条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十五条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十六条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

#### (教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

#### (教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

# 国の教育振興基本計画

## 我が国の教育をめぐる現状と課題

- 子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が発生
- 「少子高齢化」・「環境問題」・「グローバル化」など国内外の状況の急速な変化

教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて「教育立国」を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要

## 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
  - ・公教育の質を高め、信頼を確立する
  - ・社会全体で子どもを育てる

- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
  - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する
  - ・「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

このような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要

## 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

### < 基本的考え方 >

教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す

(取組全体を通じて重視する考え方)

- ①「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
- ②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③国・地方それぞれの役割の明確化

### < 施策の基本的方向 >

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

※ 上述の基本的方向性に基づき、77項目にわたる施策を体系化するとともに【別紙②参照】、それらの施策の中で特に重点的に取り組むべき事項【別紙①参照】を明示

## 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画実施における国・地方公共団体の役割、教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用、教育行政に対する国民の参画、新しい課題への対応、進捗状況の点検及び計画の見直し、について記載

## 特に重点的に取り組むべき事項

### ○ 確かな学力の保証

- ・新学習指導要領を円滑に実施する。また、そのために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・整備など教育を支える条件整備について検討する
- ・児童生徒の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する

### ○ 豊かな心と健やかな体の育成

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえた**道徳教育の適切な教材**が教科書に準じたものとして十分活用されるよう、**国庫補助制度等の有効な方策**を検討する
- ・新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、**我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育**を推進する
- ・体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を促すこと等を通じて、**子どもの体力について昭和 60 年頃の水準への回復を目指す**
- ・全国の小・中・高等学校において、様々な体験活動を行う機会の提供について推進するとともに、**読書活動を推進する**
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、いじめ等に対する取組を推進する
- ・認定こども園の認定件数 2,000 件以上を目指し、運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革に取り組む

### ○ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

- ・メリハリある教員給与体系の推進、教員養成課程や多様で質の高い人材確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、免許更新制の円滑な実施など必要な取組等を行う
- ・教員の子どもと向き合う環境づくりのために、**教職員配置の適正化を行う**とともに、退職教員や経験豊かな社会人などの**外部人材の活用**、「学校支援地域本部」などの地域住民による学校支援、現場の ICT 化などの取組を支援する

### ○ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進

- ・小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成を促す
- ・学校内外における相談体制の整備など、**不登校の子ども等の教育機会を支援する**

### ○ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり

- ・子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育に関する総合的な取組を、関係機関が連携して行えるよう促す
- ・広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくり（学校支援地域本部）の実施を促す
- ・広く全国の小学校区で、放課後等の子どもたちの学習・体験活動等の場づくり（「放課後子どもプラン」等）の実施を促す

### ○ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

- ・職場体験活動などのキャリア教育を推進し、すべての専門高校において、**職業教育の活性化**を促す
- ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す
- ・大学等と産業界等との連携による取組への支援による**大学等における社会人受け入れ**を促す

### ○ 大学等の教育力の強化と質保証

- ・学士課程で身に付ける学習成果（「学士力」）の達成等を目指し、厳格な成績評価システムの導入や、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する
- ・国公私を通じた大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を行う取組を支援する

### ○ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進

- ・世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成を目指し 150 拠点程度を重点的に支援する
- ・2020 年の実現を目指とした「留学生 30 万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受入れとも連携させながら、留学生受け入れを拡大させる

### ○ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

- ・大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性が高い小中学校等施設（約 1 万棟）について、優先的に耐震化を支援し、計画期間中のできる限り早期に図られるよう要請する
- ・地域のボランティアや関係機関等との連携により、**子どもの安全・安心や食育など健やかな心身を育む取組**を推進する
- ・私学助成、国公私を通じた教育研究支援や学校法人に対する経営指導等により、**私立学校の教育研究の振興**を図る
- ・就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討や、就学援助、奨学金、私学助成などを通じ、**教育機会の保障**を図る

# 基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について

## 基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

- ①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる
  - ◇地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進
  - ◇家庭・地域と一緒にした学校の活性化
  - ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
  - ◇青少年を有害環境から守るために取組の推進
  - ◇関係機関の連携による子ども、若者、家庭等に関する支援の推進
  - ◇企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大
- ②家庭の教育力の向上を図る
  - ◇子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進
  - ◇幼稚園等を活用した子育ての支援の推進
- ③人材育成に関する社会の要請に応える
  - ◇地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進
  - ◇専門高校等における職業教育の推進
  - ◇大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
  - ◇産業界・地域社会との連携による人材育成の強化
- ④いつでもどこでも学べる環境をつくる
  - ◇図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
  - ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
  - ◇持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進
  - ◇人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進
  - ◇地域における身近なスポーツ環境の整備
  - ◇「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

## 基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

- ①社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する
  - ◇社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
  - ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
  - ◇高等学校と大学等との接続の円滑化
- ②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する
  - ◇世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成
  - ◇大学院教育の組織的展開の強化
  - ◇若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入
- ③大学等の国際化を推進する
  - ◇留学生交流の推進
  - ◇大学等の国際活動の充実
- ④国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する
  - ◇複数の大学間の連携による多様な特色ある戦略的な取組の支援
  - ◇生涯を通じて大学等で学べる環境づくり
  - ◇地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化
- ⑤大学教育の質の向上・保証を推進する
  - ◇事前評価の的確な運用
  - ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上（再掲）
  - ◇大学評価の推進
- ⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する
  - ◇大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援
  - ◇大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化
  - ◇時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

## 基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する
  - ◇学習指導要領の改訂と着実な実施
  - ◇総合的な学力向上策の実施 ◇教科書の改善
  - ◇全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等
  - ◇学校現場の創意工夫による取組への支援
- ②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる
  - ◇道徳教育の推進 ◇伝統・文化等に関する教育の推進
  - ◇学校における体育及び運動部活動の推進
  - ◇全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進
  - ◇地域における身近なスポーツ環境の整備（再掲）
  - ◇食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり
  - ◇環境教育の推進
  - ◇勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の推進
  - ◇体験活動・読書活動等の推進
  - ◇いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進
  - ◇不登校の子ども等の教育機会についての支援
- ③教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる
  - ◇メリハリある教員給与体系の推進
  - ◇教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
  - ◇教員養成・研修等の推進 ◇教員免許更新制の円滑な実施
  - ◇教員評価の推進 ◇優秀教員表彰の推進
  - ◇指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理
- ④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する
  - ◇教育委員会の責任体制の明確化 ◇市町村への権限の移譲
  - ◇新しい職の設置等による学校の組織運営の改善
  - ◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善
  - ◇家庭・地域と一緒にした学校の活性化（再掲）

## ⑤幼児期における教育を推進する

- ◇認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進
- ◇幼児教育全体の質の向上
- ◇幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減
- ◇幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進（再掲）

## ⑥特別なニーズに対応した教育を推進する

- ◇特別支援教育の推進
- ◇外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

## 基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

- ①安全・安心な教育環境を実現する
  - ◇学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築
  - ◇地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保
  - ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり（再掲）
- ②質の高い教育を支える環境を整備する
  - ◇学校図書館の整備の推進 ◇教材の整備の推進
  - ◇学校の情報化の充実 ◇教育に関する研究成果等の蓄積・活用
- ③私立学校の教育研究を振興する
  - ◇私学助成その他の総合的な支援
  - ◇私立大学における教育研究の振興
  - ◇学校法人に対する経営支援
- ④教育機会の均等を確保する
  - ◇奨学金事業等の推進
  - ◇学生等に対するフェローシップ等の経済的支援の推進
  - ◇幼児教育の無償化の検討（再掲）
  - ◇私学助成その他の私立学校に対する支援（再掲）
  - ◇民間からの資金の受け入れ促進等のための取組の推進

（文部科学省ホームページより資料を抜粋）